

宋麗関係と密州板橋鎮

呂 英亭（山東大学歴史文化学院）

（訳）平澤加奈子（東京大学史料編纂所学術研究支援員）

宋朝と高麗王朝の関係史については、先学によってすでに数多く研究が為されているが、その多くが両国の国家上の政治・経済・文化交流についてのものであり、地方史の視点からの研究は多くない。たとえあったとしてもその多くは両浙地区、例えば明州（現在の浙江省寧波）と杭州などにおける宋麗関係史の考察であり、山東膠州地区の中韓関係について研究したものは大変少ない。

山東膠州の問題について触れた研究としては、李暁先生がかつて『海交史研究』（1985年第1期）上で発表した「山東膠州港興衰問題初探」があり、北宋以前から宋金元初及び明清両代に到る膠州港の興衰過程を紹介しているが、論文の要点は港口の歴史の沿革にあり、宋麗関係について述べたものではない。

よって、本論では膠州（即ち宋朝の板橋鎮）を中心として宋麗関係についての初歩的な考察を行い、諸先輩方の教えを乞いたい。

1. 宋麗関係の変化と密州板橋鎮の勃興

宋朝は公元960年に成立し、これ以前に朝鮮半島では918年に高麗王朝が成立した。宋朝成立後三年目にあたる962年、高麗は宋朝に遣使して方物を献上し、あわせて次の年からは宋朝の年号を使用し、冊封をうけた。これが伝統的な宗藩関係の開始である。

しかし、北方の少数民族政権である遼朝と、その後勃興し遼を滅ぼす金の制約によって、宋麗関係の進展過程は順調ではなかった。962年の国交開始から1030年（宋仁宗天聖八年、高麗顯宗二十一年）まで、遼朝は宋朝に対して攻撃を行うとともに高麗と戦争状態にあり、宋麗関係は時に断絶し時に継続する状態であった。

次の40年間（1030-1070）高麗は遼朝に貢納臣属関係を強いられていたため、宋・麗間の交流は断絶した。この期間、宋・麗双方は復交のために努力したが、1068年と1070年の2度にわたって宋朝の商人である黄慎が高麗に赴き通交の意志を伝達するまで回復せず、1071年（宋神宗熙寧四年、高麗文宗二十五年）に高麗が金梯を宋に遣使して方物を献じたことにより、ようやく両国の外交関係が正式に復活したのだった。

その後1127年に北宋が滅亡するまでの57年間には、特に宋の神宗・哲宗・徽宗の在位期間において文化交流が主体となり宋麗関係は全盛期を迎えた。

高麗の宋朝に対する朝貢の性格は、公的な外交と貿易の両側面をもっており、これは両国の交通の主要な部分であった。高麗が宋へ入朝するルートは主に東路と南路の2つであるが、北宋熙寧期以前では、高麗使は皆登州から京東路を陸行して京師に到る、所謂東路を利用して往復していた。

宋・麗の通交が断絶していた期間は、かつて両国の往来の際に主要な役割を果たしていた山東登州と萊州の港は通商活動が禁止された。この間、慶曆（1041-1049）、嘉祐（1056-1063）、熙寧（1068-1077）年間には幾つかの勅が出されていることがわかる。例えば慶曆年間に下された勅には“客旅海路にて商販せば、高麗・新羅及び登・萊州界に往

くを得ざれ⁽¹⁾”とある。熙寧年間に出された勅では更に詳細な規定が出され、“即ち舩に乗り海道より界河に入る、及び北界に往きて高麗・新羅并に登・萊界にて商販せば、各徒二年⁽²⁾”とされた。このような勅が出されたのは、この時期、高麗は遼に対して臣と称し貢納を行っており、遼朝は中国東北地方と華北地方の大部分を占拠して宋朝と対峙していたからである。また山東半島の東端に位置する登州は同じく遼朝の統治下にある遼東半島と海を隔てて向かいあう位置にあることから、商船が兵器やその他の違禁物を密かに持ち込んで遼境へ運ぶのを防ぐため、このような禁令をだしたのである。“実に中国の奸細を免かれ、因りて高麗へ往き、遂に契丹の患に通ず⁽³⁾”とあるように、熙寧四年に宋と高麗が復交して以後、“登州路は沙磧有りて行くべからず⁽⁴⁾”という地理的状況もさることながら、国防の安全が重視されたために、双方の使節の往来は皆南路によった。

南路は明州を経由する通使の道である。使節の往来が南路を経由したのは、宋の遼に対する防備の為という一側面の要因のみではなく、高麗側にも要因があった。即ち高麗王朝は遼朝への朝貢を継続するのを前提に宋朝と通交していることに対する配慮があったためと考えられる。よって、史料には“(熙寧)七年(1074)、高麗其の臣金良鑑を遣わして来たりていわく、契丹を遠ざけんと欲し、乞うに途を改め明州より宮城に至るを。是に従え。⁽⁵⁾”との記載がある。明州は即ち今の寧波であり、高麗使が渡海して明州に至り、二浙より汴を遡って都下(今の開封)に至るルートを南路とした。但し、黄海には黄水洋(海中に千余里にわたる積砂が横たわる)があり、“其の水は渾て濁り且つ浅く(中略)前後に行く船は多く被害有りと(中略)中国より高句麗へ赴くに唯明州道有るに則ち此を経る、若しくは登州版(板)橋より済る以てすれば、則ち避けるを以てすべし。⁽⁶⁾”とされた。よって、登州の閉港と明州における黄水洋の障害という背景の下、密州板橋鎮は宋朝と高麗の間の民間交通の一つの重要な港として始まった。

板橋鎮は即ち今の山東省膠州であり、膠州湾の西北岸 20 余里に位置する。西周時代には計斤と称され、莒国の都であった。隋の開皇 16 年(596)に膠西県を置き、唐武徳 6 年(623)に膠西を高密県に編入し、県の東部に板橋鎮を設置した。宋代初期には京東路を密州に隷属させ、宋哲宗元祐 3 年(1088)にはまた板橋鎮を昇格させて膠西県と為し、臨海郡を兼ねた。元世祖至元 12 年(1275)に膠州と改称し、以後現代まで用いられている⁽⁷⁾。

隋唐から五代に至るまで、山東の海港といえば登州と萊州(今は蓬萊と掖県に分治)であり、密州はそれほど栄えてはいなかった。唐武徳 6 年に膠西を改めて板橋鎮と為し、板橋鎮將を設置したが、“唐、板橋鎮を設け、戒重を詰む⁽⁸⁾”とあるように、唐代に鎮や鎮將が設置されたのは高句麗征討の軍事戦略上の配慮によるものであった。宋代初期、密州板橋鎮は国内の南北の商業流通において重要な中継地点となり、同時にまた官府における貢納海運の終点であった。しかし、この時の密州板橋鎮はまだ国内とその沿海地域の貿易港でしかなく、宋代熙寧期以後になって、遼朝の威嚇による登州の閉港と、明州路が航行困難であったことに比べ、密州が簡便であったなどの特定の歴史的条件により、即ち『膠澳志』が“遼金方に強し、登州海口宋人の利用を得る所にあらず”“宋都汴州、海外往来に膠澳を以て最捷となす⁽⁹⁾”と記すように、密州板橋鎮はついに興隆の時を迎えた。

2.板橋鎮の市舶司

宋の仁宗(1023-1064)初年、密州は始めて海上通商を許され、経済は日に日に盛んにな

った。是において、神宗元豊6年(1083)11月知密州であった范鏐の上書には“轄下の板橋鎮高密県に隸し、正に大海の浜に居す(中略)東は即ち二広・福建・淮・浙の人、西は即ち京東・河北三路の衆ありて、絡繹往来す。然るに海商至らば、みな数月を過ぎずして、還帰を謀る。而るに其の物貨未售有る間、則ち富家・大姓往々その急に乗じて賤価を以て此を買う。海商は十あらばそれ四五の直を得るに止む、而るに富姓は乃ち居積俟時して、以て倍称之利を激む。欲し乞うらくは本州に市舶司を置き、板橋鎮に抽解の務めを置かんことを。賈人専利の権を籠み、以て公の上に帰すれば、其利六有り(後略)”とある。この部分から見られるのは、密州板橋鎮が地理的に恵まれた場所に位置しており、東西の海商が盛んに行き来していたということである。しかし、海商の往来は季節風に依拠しなければならず、南海諸国に往き貿易する場合は、北風により11・12月となり、来る場合には南風により5・6月となった。高麗や日本に行く場合は初夏の西南季節風を利用して5・6月に行き、来る際には春季の東北季節風を利用するため往々にして3・4月となった。よって、海商達が港口に停泊して過ごす日数は多くても5・6ヶ月であり、少ない時には1・2ヶ月であったので、もし彼らの貨物が完売できない時には、富家大姓が安く買って高く売ったり、買い占めて値上がりを待つことができた。そのため海外貿易の利益は皆富家大姓に流れ、所在の州や国家財政には全く利益がなかった。范鏐は密州の知州の身分であり、この点を深刻に認識していたため、彼は上書して板橋鎮に市舶司を設置しこの状況を改変することを主張した。

神宗は詔を下し都転運使呉居厚に斟酌させ、分析させた。居厚は分析の後“それ取予軽重の権は較然見るべし、今推行の理とすべからざることなし。錢帛を稍出せんと欲するに、取捨の便を議し、贏縮の帰を考え、上により権易の務を置き、官吏牙保法を差して七年三月より推行するを請う”と上言したが、その後居厚はまた“先に御前の札子に准じ、板橋鎮に権易の務を置き、藩漢の商賈と交易するを欲す(中略)此の如くは、則ち明・広二州已成の法を牽制し、浙・広・江・淮数路の公私の便に非ず。海道南藩極遠に至り、登萊東北密邇遼人、透に立し法に漏るといえども、勢い拘攔すべからざるにより、板橋又商賈輻湊の地にあらざれば、恐らくは施行すべからず⁽¹⁰⁾”としている。

彼は3つの理由から自己の以前の主張を改めている。まず第1は、元豊3年8月の“広州市舶条”内の規定に“これ広州市舶司にあらざるにすなわち南藩船舩に過を発し、明州市舶司にあらざるに日本・高麗に過を発するは、以て制論に違ふ”とあることである。これは、東南アジアやインド洋地区に向かう商船は必ず広州市舶司に申請しなければならず、日本や高麗に向かう商船は明州市舶司への申請が必要であったことを示している。もし、更に板橋鎮に市舶司を設置すれば、宋廷は明・広州市舶司の職権範囲について、新たな制限を加えることとなり、必然的に“明・広二州已成の法を牽制す”ることとなるのである。第2は密州が宋朝の国土の北部にあり、明州や広州に比べ南海諸国との距離が遠く離れており、更に重要なのはその距離が遼朝にとっても近いこと、商人が利を求めて宋廷の立法を遵守せず、未然に防ぐ以上の最善策がない状況にあったことである。第3は呉居厚が板橋鎮について繁栄しておらず、商賈輻湊の地ではないと認識していたことである。よって、ついに神宗代に密州市舶司が設置されることはなかった。上記の点により、宋麗間の通交は遼朝の脅威により不安定かつ慎重にならざるをえず、このような状況はまた密州板橋鎮の衰退と市舶司機関の廃立に直接的な影響を及ぼした。

宋哲宗元祐 3 年(1088)3 月、戸部状朝請郎・金部員外郎であった范鏐は京東路転運使として密州の状況を視察した後、また哲宗に対して奏上を行った。その概略は“ 広南・福建・淮浙の賈人航海し物を販うに京東・河東・河北等の路に至り銭・帛・絲綢を運載す。しかるに象・犀・乳香珍奇の物、禁権に当たると雖も未だ欺隱を免ぜざる。もし板橋市舶を發行せば、則ち海外の諸物府庫に積むは必ず杭・明二州に倍し、使商船通行するに禁を冒して刑に罹るの患なく、上供の物、道路風霜の虞を免がる。”“ 今板橋鎮に相度し堪輿を委ね市舶司を置く⁽¹¹⁾” とある。是に、元祐 3 年 3 月 18 日、宋朝政府は密州板橋鎮に市舶司を置き、板橋鎮を改めて膠西県とし、また臨海軍を設置した。

宋代に海外より輸入された舶来品の大部分は、香・薬・宝貨などの貴重品や奢侈品であり、これらの物は主に宮廷や支配階級の上層部の人々によって享受されたので、自然に市舶司が所在する港より京城へ運送された。この種の港から都城への長距離運搬は、既に“ 道途勞費の役 ” や “ 舟行侵盜傾覆の弊 ” とされ、また道中では巨額の “ 脚乗 ” 費用と損耗をとまなうため、京城へ運送する度に大量の損失を伴い、かつ運搬路が長ければ長いほど損失も大きくなった。これゆえ、統治者はみな市舶口を可能な限り京城に近くして、道中の運輸費用と損失を減少させることを望んでいた。密州市舶司設立の一つの主要な原因は、この地方が京城から比較的近便であり、“ 毎年市舶には物貨及び諸藩珍宝を抽買し上供者に応る。既に数千里の道途輦運の費なく、又江淮風水沉溺の虞なし ” また板橋鎮は元豊六年から元祐 3 年に到る 6 年間に “ 商賈輻輳に非ざるの地 ” から “ 売買繁盛極まるの地 ” へと変貌を遂げ、この港口貿易が迅速に発展した背景には巨大な経済力があつたといえる。市舶司の設置は板橋鎮が歴史上で最も盛えた時期に入ったことを示し、それが宋朝が北方勢力に対して公式に開放した貿易港の一つとなり、宋朝の官人と商人が密州と高麗を往来する際の管理機構の一つとなった。

密州板橋鎮の職務は広州、明州、泉州などの市舶司と同じく、“ 藩貨・海舶・征権・貿易の事を掌り、運人以来、運物に通ず ” とあり、外国の客商が来華して貿易を行い、海外諸国の貨物を積極的に取り入れたのだった。市舶司の日常業務は、主に海港を出発する商船（本国のもの外国のもの）の発遣と、国内へ向かう商人や民間人たちに “ 公凭 ” を出して免責をすること、また出入りする商船の進行を仲介し、税を徴収すること、私貿易を防止することであった。よって、宋朝の商人はみな高麗と貿易する前に、板橋鎮の市舶司で公凭を取得しなければならなかった。所謂 “ 公凭 ” とは、宋朝政府が海外へ渡航する商人に発給する国家貿易の許可証であり、“ 公据 ” “ 公驗 ” とも呼ばれた。公凭では “ 人物物貨 ” (全体の船員と全ての貨物) と “ 防船物事 ” (船を保証する器具) を登記しなければならず、その上、船舶の出海に関する様々な規定についても記載しなければならなかった。蘇軾が元祐 5 年 8 月 15 日に宋の哲宗へ呈した < 商旅、外国を過ぐるを禁ずるを乞う状 > の中では、“ 今年七月十七日に至り、杭州市舶司は密州の関報に准い、臨海軍の状に据り申す (中略) 客商王応升等有り、高麗国へ往くに公凭を冒請し、却て船を発し大遼国へ往きて売買す。⁽¹²⁾” とある。これに因り、当時の臨海軍は膠西県に併設されており、客商王応升は高麗国に往く公凭を冒請する理由を臨海軍申し述べている。このように、此の公凭は必ず板橋鎮市舶司に把握されるものであった。加えて、蘇軾は “ 民を奸し、商を猾し、争いて公凭を請いて、往来織の如し ” という状況は、密州板橋鎮と高麗との交流が盛んであつたことを窺わせる一つの指標であることを反映しているであろう。

3. 楊景略と密州海神廟

宋代の航海技術は局限に達したが、人々はまだ完全に風濤の秘密を掌握できなかったため、航海の安全を海神廟に寄託していた。よって、多くの重要な海港には全て海神廟のような建物が建てられた。商人は運行の前に神に祈り、海外貿易を管理する市舶機構は更に多くの外国船舶を来着し貿易させるため、人事方面で進行招来と組織外を除いて、同じように神の助けを求めた。祭典を挙げる地点は海神廟の中にあり、さらに、一般の祀神儀式が終わった後、市舶司の官員は蕃商に対して饗宴を行い、彼らが貿易を継続するよう促した。よって、海神廟は既に商人が船出するときに航海の平安を祈る私的な活動場所のみではなく、更に宋代が対外貿易発展を重視していたことを体現しているのである。

密州板橋鎮は朝鮮半島の近隣であるため、海商が高麗と往来し貿易を行う重要な港口であるのみでなく、公的な使節も大変数多く此処を発して高麗に入った。元豊6年9月、高麗国王王徽が崩じたため、宋の神宗は承議郎、左司郎中の楊景略を高麗祭奠使として派遣し、王舜封を副使、朝散郎錢勰を吊慰使、宋球を副使と為し、高麗へ哀悼の意を伝えるため密州より派遣した⁽¹³⁾。楊景略・錢勰は今回の使節とともに密州板橋鎮より出発したが、錢勰は順調に到着するも楊景略は海風に遭遇し、ようやく8月に登州から海へ出港した。なぜなら、“板橋は久しく海舵の孔道となり、朝臣と高麗の往来此に由る”とあり、よって楊景略は高麗から帰国した後、皇帝に対し、密州に海神廟を建立することを奏請し、これが初めて海神廟を建築する動議となった。但し“故知密州蘇軾、板橋湫溢を嫌い、書使を移して文登に迂す。古廟に困りて之を新たにす⁽¹⁴⁾”とあるが、楊景略は応答せず、海神廟は板橋鎮に建てられた。蘇軾はこの為に詩一首を作った。云わく、“（前略）頃年三韓の使、凡そ鮫鱈吞と為る。归来して祠宇を筑し、使百賈奔するを要す（板橋商賈所聚）。（後略）⁽¹⁵⁾”所謂“三韓”とは、即ち漢代の朝鮮半島南部地区の3つの部落連盟であった馬韓、辰韓と弁韓を指す。後人はよく三韓という言葉によって朝鮮半島の政権を代表させるが、この時は高麗王朝であった。蘇軾は楊景略が高麗へ出発して海難に遭遇したことによって、帰国後密州に海神廟を建てたとしている。よって、板橋鎮は元来商人たちが集まり、海神廟を建造し、信心し寄託したことにより、自然と多くの商人達が集まり、貿易が盛んになった。

道光の著した『重修膠州志』の記載によれば、“板橋は商費所聚し、当に即ち今海廟にあたる⁽¹⁶⁾”とある。これにより海神廟が一つには公的な使節や海商が出海する時に航海の安全を祈禱するための場所であり、清朝の道光年間（1821-1851）まで存在していることは、宋末以後も依然として多くの人が板橋鎮を経由していることであり、その中には高麗へ到る人物も存在したと考えられる。

政府が派遣した使節を除いて、密州板橋鎮から高麗へ出発した使節の中には、商人が国家の信使の役割を担っていたものも多く、またそれは密州の商人に限らなかった。記載に据れば、“元豊七年冬十月癸未、密州商人平簡が三班を為して使を差し、三往を以て高麗と国信を通ずなり。⁽¹⁷⁾”とある。また元豊8年3月に宋の神宗が崩御し皇太子が即位したという重大な消息は密州を通じて高麗へ報告され、『高麗史』には“（是年）三月戊戌、宋密州報ずるに、帝崩じ皇太子即位すと。⁽¹⁸⁾”と記載される。以上見てきたように、密州板橋鎮は公的な外交活動の上で重要な位置を占めていたのである。

4. 密州の高麗館

宋麗両国は外交回復をともに非常に重視した。宋使が高麗に到ると、高麗の迎接儀礼は通常よりも重大となり、彼らは往々にして“遣官迎勞”を行い、専門為之、館舎を準備した。而るに宋朝が高麗使節を招待する際もまた周到であり、汴京(今の開封)に同文館を設置し、高麗を接待した。特に宋の神宗の元豊年間には“高麗人に待するは最も厚し”といわれ、沿路の駅伝施設は一新し、皆“高麗亭”と名付けられた。高麗使節が通過する州県もまた“築館”しなければならず、州に来た時は州官が迎接し、去る時には州官が歓送していた。史料には“元豊の末に到る十六・七年間、館待賜予の費勝数すべからず。兩浙、淮南、京東三路、城を築いて船を造り、亭館を建立す。農工を徴発し、商賈を侵漁す。所在騒然とし、公私病を告ぐ。⁽¹⁹⁾”と記されており、このような言論は重視すべきであるが、特に“宋朝高麗に対するの礼特に厚し”という状況を顕らかに示しているといえる。

元豊7年に神宗が下した詔によって、京東・淮南に高麗亭館が築造されたが、さらに“(諸城)県境海口、宋時は高麗往来の要地と為すこと有り。故に曾て高麗館を城外に築く。⁽²⁰⁾”という史料から、密州の高麗館が諸城の城外にあり、乾隆期以前、諸城の地方志には高麗館が県東の関旧駅の左に位置したと記載するが、乾隆期にはその址は已に存在していなかったことが分かる。唯一私達がその壮観な様子をうかがうことができるのは蘇軾が残した一首の詩のみからであり、元豊8年、蘇軾が密州高麗館を経過した時、その壮麗さを称えて、“檐楹、垣墻外に飛舞し、桑柘、斤斧余に蕭条なり。尽く昆邪に賜い奴婢となる、此人を得て償うを知らん⁽²¹⁾”と絶句を留めている。蘇軾の2つの詩は高麗館の雄壮・壮麗・幽雅な様子のみではなく、彼の対高麗観をも表している。神宗年間、熙(寧)(元)豊変法を決策した人々は経済上の厚遇が高麗との信頼関係を促進したと主張し、“聯麗制遼”を戦略目的とした。よって、前述した如く、“高麗に待するの社特に厚し”となり、宋朝は巨額の費用を惜まず亭館を建立したため、人民の労役負担と徴税の増加にとどまらず、(亭館)所在州県は財政困難に陥った。そこで、蘇軾の記載によれば、神宗は高麗館築造後、詔を下し“密、海二州騒然とし、逃亡する者有り。”とした。蘇軾は宋の哲宗期の熙豊変法に反対し、高麗と联系することによる経済と社会問題等のマイナス面を強調し、そこで彼は詩に漢の武帝が匈奴の渾邪王を投降させるため、渾邪王が送ってきた胡人を戦死した将士の奴婢として賜与するのみでなく、臣民の微言によって无知の者五百人を殺したという故事を引用して、暗に神宗の高麗に対する政策が誤りであることを示した。

しかし、密州板橋鎮の側からみれば、この地に高麗館が築造されたことによって、密州板橋鎮は宋と高麗使節の必経の地つまり“高麗往来の要地”になったといえ、館を築造して使節を接待した。また海州(今江蘇連運港附近)は密州の南に位置し、州民が“騒然”としたことから、密州と高麗の往来関係に寄与した地であるといえる。

板橋鎮から登陸して内地で商売を行う多くの商人や、板橋鎮から出発・停駐する多くの使節を除いて、また多くの文人・僧もこの地を経由して中国へ来たが、その中で高麗僧義天はまず板橋鎮に到り、陸行して東京へ到着している。

義天(1055-1101)は、俗名王煦、字を義天といい、宋哲宗趙煦の諱を避け、字を使用した。彼は高麗王朝文宗の第四子で、11才で出家し、13才の時に“祐世僧統”と褒称された。高麗宣宗2年4月(宋元豊8年、公元1085年)、密かに門徒寿介らと貞州に至り、宋

商林寧の商船に随い高麗を離れ、密州板橋鎮より上陸した。義天の身分は高麗王子かつ求法僧であったため、彼が密州板橋鎮に到着した時は、一般使節と同じではなく、高麗館に一時居住した。義天が入宋したのは仏法を学び、天台宗の研習と伝承を行う為であった。彼は密州に到着後、かつて知密州であった蘇軾に対して、“爰に輕身重法により、念毎に笈を負い師を尋ねん”という決心を示し、あわせて蘇軾にその“外護⁽²¹⁾”を要請した。その上、義天は密州經寿院の座主澄流と活発に交流し、澄流を宋朝の師友とした。すぐに、新たに即位した宋の哲宗は“削簿有りて稍を得ず、朝廷に虧損し恩意をもって待遇す⁽²³⁾”と詔を下し、主客員外郎蘇注を派遣して、入京を引率させ、また彼が宋へ求法をする時には、朝奉朗の楊傑が随行し、義天が諸刹を訪問する際に陪行した。即ち蘇軾が楊傑に送った詩の中にあるように、“三韓王子は西に求法し、鑿鑿いよいよ天ふたたび勅敵す”とされた。義天は弘揚華産を以て、天台学において一定の役割を担い、仏教教義を学ぶ他に、また仏教章疏三千以上の巻を収集し、その一部を『新編諸宗教蔵総録』として編纂した。これは中韓関係史と仏教交流史上において重要な文献となっている。

5. 小結

一般の状況下では、高麗使節と商人によって季節風により横行し東海を越えて浙江に到るのは比較的便利で、かつ明州と杭州より開封へ到る河道があり、船舶の便があり、輜重を賣すことが多かった。その上、宋朝政府はかつて一度明州を高麗と日本の唯一の合法的港であると規定していた。よって、全体からいうと、密州港は海外通交と貿易では明州に及ばなかった。ただし、宋の神宗・哲宗・徽宗代という宋麗間の通交の全盛期は、同時に密州板橋鎮が最も繁栄した時期でもあったので、この時期の宋朝において密州と高麗の交通もまた全盛期であったといえる。金朝が勃興し北宋が滅亡した後、南宋朝廷と高麗の外交関係は疎遠になり、1137年以後、宋は官員の使節派遣を停止し、外交事務を高麗の商人に委託するようになったため、板橋鎮市舶司は南宋時のように史書に記載されることはなくなった。わずかに金朝末年に密州(すでに膠西と改称)について“当登・寧・海の冲、百貨輻輳す⁽²⁴⁾”とみえる。ただし、それは国内の南北貿易についての作用として主に用いられており、高麗との通交基地としての作用はすでに存在していなかった。よって、密州板橋鎮の興衰と宋朝統治階級との対外政策、及び宋朝と高麗関係の親疎には直接的な関係があり、宋麗間通交の政治環境総体が密州板橋鎮が重要な対外港であったか否かを決定したのである。但し、もし政治的影響を受けなくとも、密州板橋鎮は高麗に最も距離的に近く、また黄海の近郊であるという、板橋鎮自身が持つ港湾などの優良条件から、高麗との交通に最も適した海港であるといえるであろう。

【注】

(1)(2)(3)(12)『蘇東坡全集』巻8、<乞禁商旅過外国状>、北京市中国書店、1986年。

(4)『統資治通鑑長編』巻399、“神宗元豐六年九月庚戌”、中華書局点校本。

(5)『宋史』巻487、<高麗伝>、中華書局点校本。

(6)徐兢『宣和奉使高麗図経』巻34、<黄水洋>。

(7)『重修膠州志』巻2、<沿革志>、清道光二十五年刻本。

- (8) 『重修膠州志』巻1、〈海疆図序〉、清道光二十五年刻本。
- (9) 『膠澳志』巻1、〈沿革志〉、民国十七年鉛印本。
- (10) 『統資治通鑑長編』巻341、“神宗元豊六年十一月戊午”、中華書局点校本。
- (11) 『統資治通鑑長編』巻409、“哲宗元祐三年三月乙丑”、中華書局点校本。
- (13) 楊景略と錢勰の高麗への出発時期に関しては、『宋史・高麗伝』では元豊六年、清道光期の『重修膠州志』では元豊六年七月と記載されている。しかし、『宣和奉使高麗図経』では“七年七月、板橋より航海し往く”とある。また『統資治通鑑長編』の記載によれば、宋神宗が九月に遣使した後、人を派遣して山東を視察した際に、十二月壬申、李之儀に詔して“中書試に赴き書状を用いて進呈す”とし、これについて“学博を問うに洽く字の整秀を用う”と述べて以後使として高麗に出発したことが確実であるため、楊景略らが出発したのは十二月以降であることが証明できる。『高麗史』巻10 宣宗王甲子元年八月甲申（即ち公元1084年8月）条の記載によれば、“宋祭莫使楊景略、副使王舜封、吊慰使錢勰、副使宋球等を遣わし來る”とある。これは宋使が高麗に到着した時期であり、徐兢『宣和奉使高麗図経』の記述では、使が高麗を出て戻るまでに一ヶ月強かかっていることが根拠となる。『統資治通鑑長編』の記載では“即ち宋神宗元豊七年冬十月乙亥（中略）（楊）景略、（錢）勰高麗に奉使し、方に歸る道に在り。”とされ、即ち宋神宗元豊七年八月宋使高麗に到達し、十月に帰国の路上にあった。よって、もし高麗より一ヶ月強で往来していたとするならば、本文にみた楊景略等が出発した時期は元豊七年七月ということになる。
- (14) 『重修膠州志』巻34、〈大事〉、清道光二十五年刻本。
- (15) 『蘇東坡全集・後集』巻3、北京市中国書店、1986年。
- (16) 『重修膠州志』巻38、〈古迹〉、清道光二十五年刻本。
- (17) 『統資治通鑑長編』巻349、“神宗元豊七年十月癸亥”、中華書局点校本。
- (18) 『高麗史』巻10、影印本、1957年。
- (20) 『諸城県志』巻6、〈山川考〉、清乾隆二十九年刻本。
- (21) 『蘇東坡全集・前集』巻15、〈詩七十二首〉、北京市中国書店、1986年。
- (22) (高麗) 義天 『大覚国師文集』第二編巻9、〈与大宋知密州状〉、統和思想研究所、1958年。
- (23) 『統資治通鑑長編』巻343、“神宗元豊七年二月丙戌”、中華書局点校本。
- (24) 『宋史』巻476、〈李全伝〉、中華書局点校本。

論文の初出は『海交史研究』2003年第2期